

令和8年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和8年3月5日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	—	—
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 1人

9 番	井上栄一
-----	------

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度松田町一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度松田町一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度松田町上水道事業会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 5 議案第 1 号 松田町中高層建築物の日影に関する条例
- 日程第 6 議案第 2 号 松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議案第 3 号 松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 8 議案第 4 号 松田町犯罪被害者等支援条例
- 日程第 9 議案第 5 号 松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 6 号 松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 7 号 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 8 号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 9 号 松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 10 号 松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 7 年度松田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 7 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 7 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 令和 7 年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

## 6. 議会状況

議 長 皆様おはようございます。松田町議会定例会本会議第3日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき御苦労さまです。

報告いたします。井上議員におかれましては入院のため、本日も欠席いたしますので御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程は、お手元にお示しのとおりです。

議 長 日程第1、「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、よろしく願いいたします。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度松田町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町一般会計補正予算（第6号）」について」、説明をさせていただきます。初めに1枚おめくりいただき、専決処分書について御報告させていただきます。

国の総合経済対策に伴う物価対応子育て応援手当支給事業につきまして、その給付の急施を要することから、所要の予算について早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分のとおり、令和8年1月5日松田町一般会計補正予算第6号を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき、承認を求めらるるものでございます。

それでは、ページ12、13ページの歳入になります。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金につきましては、説明欄、物価対応子育て応援手当支給事業費補助金2,500万円、事務費補助金は162万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、14、15ページの歳出でございます。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、会計年度任用職員給与費につきましては、報酬2名分として68万4,000円、物価対応子育て応援手当として、関連の需用費、通信運搬費、役務費、そして手当につきましては対象人数が1,250人の給付金2万円です。そして、児童手当の給付に伴うシステムの改修に32万8,000円、総額で2,566万1,000円を補正したものでございます。予備費につきましては28万円を増額とし、総額6,296万3,000円となります。

そして16ページから19ページにかけましては、給与費の明細書を添付させていただきますので、後ほど御高覧ください。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声多数)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声多数)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松田町一般会計補正予算(第6号))について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2、「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度松田町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町一般会計補正予算（第7号）」について」、御説明をさせていただきます。1枚おめくりいただき、専決処分書でございます。

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に要する経費につきましては早急に行う必要があり、議会を招集する時間的な余裕がなかったために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり令和8年1月19日に松田町一般会計補正予算（第7号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき承認を求めるものでございます。

それでは、12、13ページの歳入より説明をさせていただきます。

款、県支出金、項、県委託金、目、総務費委託金につきましては、説明欄、衆議院議員選挙費委託金として974万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして14、15ページの歳出でございます。

款、総務費、項、選挙費、目、衆議院選挙費、説明欄でございますが、衆議院選挙執行経費といたしまして、報酬として選挙管理委員報酬ほか、委託料につきましてはポスター掲示場製作設置撤去委託料他、また備品購入費につきましては事務用の備品といたしまして補正をしております。そのほか職員手当

等、また会計年度任用職員の給与費では投票事務従事者報酬等になります。

歳出総額につきましては、歳入同額の974万2,000円を補正するものでございます。なお、16ページから最終の25ページまでは給与費明細書となりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声多数)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松田町一般会計補正予算(第7号))について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3、「承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第4号))」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 「承認第3号専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いをいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長      それでは「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第4号）」を専決処分しましたので、御説明させていただきます。1枚おめくりください。専決処分書でございます。

補正予算書の数字説明に入る前に、今回専決処分を行わせていただきました上水道事業会計と寄簡易水道事業会計の補正予算には相関関係があるため、その概要を説明させていただきます。

まず今回の補正予算は令和8年1月11日に発生した強風により、倒壊してしまった宮地・田代浄水場に電力を供給するための引込電柱の本復旧に早急に取り組むとともに、突発的に生じた漏水案件等にも即時に対応することができる予算を、寄簡易水道事業会計において確保するためのものとなります。

この宮地・田代浄水場は、虫沢川沿いの虫沢橋下流側、左岸の林の中に位置する施設のため、本復旧等に取り組むための所要の予算は寄簡易水道事業会計で予算計上を行いますが、その財源確保に当たり、その一部を上水道事業会計から寄簡易水道事業会計に対する長期貸付金の増額で対応を図るものとなります。

また、引込電柱につきましては強風により直接倒壊したものではなく、同浄水場敷地内に自生していた樹木が強風により倒された際に、同敷地内に設置されている当該施設に電力を供給するための引込電柱の電線にもたれかかり、その荷重に耐えられなくなった電柱が倒壊してしまったものでございます。改めて専決理由となりますが、寄簡易水道事業会計において急を要する資金需要が生じたため、上水道事業会計から寄簡易水道事業会計に対する長期貸付金を増額する必要があり、かつ議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年2月6日付で松田町上水道事業会計補正予算（第4号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき承認を求めるものでございます。

それでは、細部説明をいたします。4、5ページをお願いします。

令和7年度補正予算内訳書の資本的収入及び支出の支出でございます。

款4資本的支出、項3投資、目1長期貸付金につきまして、寄簡易水道事業

会計への貸付金を100万円増額し、予定額計を2,000万円とするものでございます。なお増額分につきましては、4条支出の補填財源から充当するものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第4号))について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4、「承認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第3号))」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 「承認第4号専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは「承認第4号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第3号))」を専決処分しましたので、御

説明させていただきます。1枚おめくりください。専決処分書でございます。

専決の理由ですが、先ほどの上水道事業会計補正予算（第4号）と重複した内容となりますが、1月11日の強風の影響で倒壊した宮地・田代浄水場に電力を供給するための引込電柱の早期復旧に取り組むとともに、突発的に生じた漏水案件等にも即時に対応することができる予算を確保する必要があり、かつ議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年2月6日付で松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第3号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき承認を求めるものでございます。

それでは細部説明をいたします。4、5ページをお願いします。

令和7年度補正予算内訳書の収益的収入及び支出の支出でございます。

款2水道事業費用、項1営業費用、目1原水浄水配水及び給水費につきましては、宮地・田代浄水場に電力を供給するための引込電柱の復旧に伴う修繕費用で、160万円を増額しております。その下、項4予備費、目1予備費につきましては、突発的な漏水案件等にも即時に対応することができるよう50万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「承認第4号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算

(第3号) ) について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5、「議案第1号松田町中高層建築物の日影に関する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第1号松田町中高層建築物の日影に関する条例」を、別紙のとおり制定する。令和8年3月3日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由、現在、神奈川県建築基準条例で制定されている中高層建築物の日影について、本町の実情に合わせた規制を定めるため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

まちづくり課長 それでは、「議案第1号松田町中高層建築物の日影に関する条例」について、説明をさせていただきます。本条例につきましては昨年12月、町が新松田駅北口地区市街地再開発事業に係る都市計画を決定したエリアにおきまして、現在準備組合にて検討されております集約施設等の建築物から生じる日影について、建築基準法に基づき中高層となる建築物の高さの制限に係る必要な事項を定めるものでございます。新規制定となりますために条ごとの細部説明をさせていただきますところですが、その前に日影に関する規制等について概略を説明させていただきますので、後ろのほうですね、参考資料として全協資料でも御説明した内容でございますが、概要をちょっと説明させていただきたいと思っております。

参考資料の1ページ目を御覧ください。日影に関する条例ということで、日影という呼び方もあるのですが、日影と読まさせていただきます。読んで字の如くでございます。この規制は10mを超える中高層の建築物から生じる日影を一定の時間内に抑制して、いわゆる居住環境を保護する、これが目的となっております。具体的に本町におきましては、1年の中で一番日影が伸びる冬至の日の午前8時から午後4時の間に、平均地盤面、その測定するところの平均的な地盤面から一定の高さ、これが4mになります。における敷地境界線から

5 mを超えて10mまで、また10mを超える範囲、要は2つの測定要素がございます。それぞれに一定時間以上の日影を生じさせないようにするものでございます。

資料の2ページ目、参考資料でいくと2ページ目です。この規制につきましては、建築基準法に定められた範囲にて既に県の建築基準条例で規定され、本町にも適用されているところでございます。この度は再開発事業の施行に伴いその実情に即して、その一部を緩和するというところでございます。

参考資料の3ページを御覧いただきますと、本条例は、規制を緩和するというところでございますけれども、まず一番大事なのは居住環境への影響を及ぼさないよう、緩和対象エリアは再開発事業に係る都市計画決定の施行区域の北側、用途地域が近隣商業地域であるJR御殿場線と、あと一部本当少しでありますけれども小田急線の引込線の一部ですね、これの鉄道敷地内のみとなります。斜線部で示しておりますが、この部分だけです。それ以外の居住エリアに関しましては、参考資料でいくとピンク、黄色、こういった部分ですね。こういった部分についての規制の緩和は行いませんということで、ちょっと前段が長くなりましたが、条ごとの内容の説明に移りたいと思います。

お戻りいただきまして、条例の本文のほうを御覧ください。条ごとに御説明申し上げます。

第1条でございます。こちらは条例の趣旨でございます。建築基準法第56条の2では、日影による中高層建築物の高さの制限の範囲について、町が条例で定めることができるという規定がございます。これに基づき、本条例では必要な事項を定めるものとしております。

第2条におきましては、この用語の定義がこの法律に基づくことを定めております。

続いて、第3条第1項におきましては、本件規制の対象区域と規制する日影の時間等を指定してございます。規制の対象については表の形式になっておりますけれども、表の左側の欄において、この法律の区分に則って本町で定める四つの用途地域としています。記載のとおりですけれども、左側に四つの用途

地域が記載されております。なお、本町には商業地域というのがありますけれども、商業地域については日影の規制はございません。この表の右側の欄でございませぬけれども、法別表第4（2）欄の5が、その下を見ていただくと括弧書きで全て漢数字の二となっております。これだけ見てもなかなか分かりづらい部分でありますけれども、これは日影のかかる敷地において日影の生じる時間を測定する範囲を、左側対象区分でいう第一種中高層住居専用地域においては、敷地境界から5mから10mの範囲、これにおいては4時間、10mを超える範囲では2.5時間を超えてははいけないという規制となっております。区分的にはその下の用途地域ですね。第一種住居地域、準工業地域及び近隣商業地域でございませぬけれども、二つまとめてですけれども、これについては敷地境界から先ほど申した5mから10mまでの間これは今度は5時間、10mを超える範囲では3時間、これをそれぞれ超えてはならないという規制を定めているものでございませぬ。

規制に関しましては先に説明しましたとおり、既にもう定められている神奈川県建築基準条例に基づく内容から概ね変更はございませぬが、唯一対象区域としてその表の左側の欄ですね、近隣商業地域のうち先ほど申した鉄道に関する記載がございませぬ。鉄道敷地に関する記載がございませぬ。鉄道事業法第2条に規定する鉄道事業の用に供される土地については、この規制の対象外とする緩和を行うと、こういった趣旨でございませぬ。

何度も繰り返して恐縮ですが、鉄道事業用地を除くその他の住居地域については、現状の規制を変更、緩和するような内容ではございませぬ。

同条ですから第3条の第2項におきましては、日影を測定するのは表に記載の全ての対象区域において法別表第4（は）欄に掲げ、建築基準条例と同じ、同一である当該敷地の平均地盤面から4mの高さ、測定する高さというのも法律、県条例と同じであることを規定してございませぬ。

第4条でございませぬ。こちら委任規定となりますが、現時点では特に想定される内容はございませぬ。規則については現時点では定める予定はないということではございませぬ。

最後に附則でございます。施行期日を令和8年4月1日とさせていただきます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。雑駁な説明で恐縮ですが、御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 北 村 今回ですね、日影緩和のエリアの範囲内に入っているJRさんと小田急さんとの協議の状況、了承をいただいているのか、その辺をお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

まちづくり課長 お答え申し上げます。JR東海さん、また小田急さんとは、本件再開発事業に関連して様々な情報交換、共有をしております。その中で、この本件に関しても非常に重要な要素であることから、両者としっかり協議をして御了解を頂戴しておりますことを報告いたします。

議 長 ほかに質疑はございますか。この辺で質疑を切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっております「議案第1号松田町中高層建築物の日影に関する条例」は、産業厚生常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

議 長 日程第6、「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を、別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童

福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、説明させていただきます。

まず、条例制定の背景、目的でございます。令和6年6月に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、全ての子どもの育ちを応援し子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする、乳児等通園支援事業が創設されました。この事業は、令和8年4月から全国の自治体において実施される事業であり、事業の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法により市町村が条例で定めることとされております。このことから、本町においても事業を適切に実施していくために必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは議案を1枚おめくりください。本条例は新規条例でございますので、条ごとに説明させていただきます。

本条例は章立てによる構成となっておりますが、第1章では第1条から第5条まで、総則について規定されております。第2章では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について規定されておまして、第1節、通則として第6条から第19条、第2節では乳児等通園支援事業の区分といたしまして第20条、第3節では一般型乳児等通園支援事業として第21条から第24条、第4節では余裕活用型乳児等通園支援事業として第25条及び第26条に構成されております。また、第3章では雑則として第27条に規定されております。

それでは、各条文について御説明いたします。まず、第1条につきましては、この条例の趣旨について規定されております。

第2条につきましては、この条例の定義について、本条例に使用している用語のうちその意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定

しております。

第3条につきましては最低基準の目的等について規定しており、第1項では明るく衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保証することについて規定し、第2項では最低基準を向上させるように努めることについて規定しております。

第4条につきましては、乳児等通園支援事業における最低基準の考え方と、事業者が遵守すべき向上義務について規定しております。第1項では設備及び運営を向上させる義務について、第2項は基準を理由とした質の低下禁止について、第3項では町長の勧告について規定しております。

第5条につきましては事業者の一般原則を定めるもので、第1項では人権の配慮と人格の尊重について、第2項では地域連携と説明責任について、第3項では自己評価と改善の義務について、第4項では外部評価の受審と公表について、また第5項では目的達成のための設備設置について、また第6項では保健衛生と安全確保について規定するものでございます。

第6条につきましては乳児等通園支援事業者と非常災害について規定しており、第1項については設備の設置と計画策定について、第2項では訓練の実施義務について規定しております。

第7条につきましては安全計画の策定等について規定しており、第1項では安全計画の策定義務、第2項では職員への周知と研修、訓練、第3項では保護者と連携、周知について、また第4項では計画の定期的な見直しについて規定をしております。

第8条につきましては自動車を運行する場合の所在の確認を規定するもので、第1項では人的な所在確認の義務化について、第2項では安全装置の設置義務について規定しております。

第9条につきましては、乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件について規定するものです。

第10条につきましては、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上

等について規定するもので、第1項では職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないことについて規定しており、第2項では事業者は職員に対し資質の向上のための研修の機会を確保することについて規定しております。

第11条につきましては、他の社会福祉施設等をあわせて設置するときの設備及び職員の基準について規定しております。

第12条につきましては、利用乳幼児等を平等に取り扱う原則を規定しております。

第13条につきましては、虐待等の禁止について規定しております。

第14条につきましては衛生管理等を規定するもので、第1項では衛生上必要な措置について規定し、第2項では感染症、食中毒の予防と対策について、第3項では医薬品の備えと管理について規定しております。

第15条につきましては、食事の提供を行う場合に備える設備を規定するものです。

第16条につきましては乳児等通園支援事業所内部の規定について定めるもので、運営についての重要事項に関する規定を定めるものです。

第17条につきましては、乳児等通園支援事業所に備える帳簿の整備について規定しております。

第18条につきましては秘密保持等について規定しているもので、第1項では職員の秘密保持について、また第2項では事業所は職員であった者が業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないことについて規定しております。

第19条では苦情への対応として、第1項、苦情解決体制について、第2項では町からの指導に対する改善義務について規定しております。

第20条につきましては乳児等通園支援事業の区分として規定しているもので、第1項では事業の分類についての規定、第2項では一般型乳児等通園支援事業について規定し、第3項では余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しております。

第21条につきましては、設備の基準について規定しております。

第22条につきましては職員の基準を規定するもので、第1項では職員の資格要件について、第2項では配置人数、配置基準について、また第3項では専従義務について規定するものです。

第23条につきましては、乳児等通園支援の内容について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じるべきであることについて規定するものです。

第24条につきましては、保護者との連絡に関する事項を規定しております。

第25条につきましては、設備及び職員の基準について規定するものです。

第26条につきましては準用について定めるもので、第23条と第24条の規定を余裕活用型乳児等通園支援事業に準用することについて規定するものです。

第27条につきましては、電磁的記録について規定しております。

附則でございます。施行期日です。この条例は公布の日から施行します。

次のページをお願いいたします。参考資料でございますが、議会全員協議会の際に御説明させていただきました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっております「議案第2号松田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、産業厚生常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

議 長 日程第7、「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要があるため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について、御説明させていただきます。

条例制定の背景、目的でございます。令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育てする家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする乳児等通園支援事業が創設されました。この事業は令和8年4月から全国の自治体において実施される事業であり、本給付制度の対象となる事業者は市町村が条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度から新たな給付制度開始に向け本条例を制定するものでございます。

それでは議案を1枚、おめくりください。本条例は新規条例でございますので、条ごとに説明させていただきます。

本条例は章立てによる構成となっており、第1章では第1条、第2条が総則について規定されております。第2章では特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定されており、第1節では利用定員に関する基準として第3条に規定されており、第2節では運営に関する基準として第4条から第32条

までに構成されております。また、第3章では雑則といたしまして第33条に規定されております。

それでは、各条文について説明させていただきます。

まず第1条につきましては、この条例の趣旨について規定されてございます。

第2条につきましては、この条例の一般原則について規定をしております。

第1項につきましては経済的配慮について規定し、第2項では子どもの意思と人格の尊重について、第3項では地域連携とネットワークの構築について、児童福祉施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する関係者と密に連携することについて規定し、また第4項では人権擁護と虐待防止について規定をするものです。

第3条につきましては、利用定員に関する基準について規定をするものです。また第1項は1時間当たりの利用定員、第2項では1カ月当たりの利用定員についてそれぞれ規定するものです。

第4条につきましては面談について規定するもので、第1項ではサービスを提供しようとするときの面談の義務付け、第2項では重要事項説明書の交付について、第3項では重要事項の説明と同意についてそれぞれ規定するものです。

第5条では、正当の理由がない提供拒否の禁止について規定するものです。

第6条につきましては、市町村のあっせん等に対する協力義務について規定するものです。

第7条では、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について規定するものです。

第8条につきましては、乳児等支援給付認定の申請に係る援助について規定するものです。

第9条につきましては、利用者等の状況の把握について規定するものです。

第10条につきましては、特定教育・保育施設等との連携について規定するものです。

第11条につきましては、特定乳児等通園支援の提供の記録について規定するものです。

第12条につきましては特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領について規定するもので、第1項では費用の基準額の受領について、また第2項では特定乳児等通園支援の提供に当たって利用料の徴収することができることについて、第3項では実費負担の徴収について、また第4項では保護者からの支払いを受けた場合の領収書の交付について、第5項では事業者は利用料や実費の支払いを求める際のあらかじめ用途及び額等について、書面によって乳児等支援給付認定保護者に対し説明を行い同意を得なければならないことについて、それぞれ規定するものです。

第13条につきましては、乳児等支援給付費の額に係る通知等について規定するものであり、第1項では法定代理受領時の通知義務について、また第2項では法定代理受領を行わない場合の証明書交付義務について規定するものです。

第14条では、特定乳児等通園支援の取扱方針について規定するものです。

第15条では特定乳児等通園支援に関する評価等について、第1項では自己評価の義務化について、また第2項では外部評価と公表の努力義務について規定するものです。

第16条につきましては、相談及び援助について規定するものです。

第17条では、緊急時等の対応について規定するものです。

第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知について規定するものです。

第19条は運営規程について、第1号から第11号までの事項についてそれぞれ規定するものです。

第20条につきましては勤務体制の確保等について規定するもので、第1項では勤務体制の定め義務化について、第2項では当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならないことについて規定し、第3項では資質の向上について規定するものです。

第21条につきましては、利用定員の遵守について規定するものです。

第22条につきましては、運営規程の概要や職員の勤務の体制などの掲示等について規定するものです。

第23条につきましては、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則について規定するものです。

第24条につきましては、虐待等の禁止について規定するものです。

第25条につきましては秘密保持等について規定するもので、第1項では職員管理者の個人的な守秘義務について、第2項では事業者は特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども、またはその家庭の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないことについて規定し、また第3項では関係機関への情報提供と事前同意について規定するものです。

第26条につきましては情報の提供等を規定するもので、第1項では情報提供の努力義務を規定し、第2項では広告の制限について規定するものです。

第27条につきましては利益供与等の禁止を規定するもので、第1項では紹介することの対象として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないことについて、また第2項では紹介することの対象として金品その他の財産上の利益を収受してはならないことについて、それぞれ規定するものです。

第28条につきましては苦情解決について規定をするもので、第1項では苦情受付体制について、また第2項では記録の義務について、第3項については市町村の事業の協力について、第4項では市町村の調査、指導に対する義務について、また第5項では改善内容の報告義務について規定するものです。

第29条につきましては、地域との連携等について規定するものです。

第30条につきましては事故発生の防止及び発生時の対応について規定するもので、第1項では予防と再発防止の体制構築について、また第2項では発生時の迅速な対応について、また第3項では記録の義務化について、また第4項では損害賠償についてそれぞれ規定するものです。

第31条につきましては、会計区分について規定するものです。

第32条につきましては記録の整備等について規定するもので、1項では職

員、設備及び会計に関する諸記録の整備について、第2項では事業者が整備しなければならない記録等の内容及び保存義務について規定するものです。

第33条につきましては、電磁的記録等について規定をするものです。

附則でございます。施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行します。

次のページをお願いいたします。参考資料でございますが、議会全員協議会の際に御説明させていただきました資料を添付してございますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 北 村 町内の対象となりうる、候補となりうる施設を教えてください。

子育て健康課長 すみません。御質問の内容の確認なのですが、町内でよろしいでしょうか。

1 番 北 村 そうです。

子育て健康課長 町内の対象施設としてはさくら保育園と、あとなのはな保育園になります。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっております「議案第3号松田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 日程第8、「議案第4号松田町犯罪被害者等支援条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第4号松田町犯罪被害者等支援条例」を、別紙のとおり制定する。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援等に関し基本理念を定め、町の責務及び事業者及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、「議案第4号松田町犯罪被害者等支援条例」につきまして、御説明をさせていただきます。

まず本条例の制定の目的としましては、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援等に関しまして基本理念を定め、町の責務並びに事業者及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるものでございます。当該支援の施策を推進し、犯罪被害者等の権利、利益の保護、及び被害の軽減や回復を図り、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的としています。

町では犯罪被害者等支援に係る町民等の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するため、松田町犯罪被害者等支援条例を制定するものでございます。

それでは議案の2枚目、松田町犯罪被害者等支援条例本文を御覧ください。本条例につきましては新規条例となりますので、各条ごとに御説明をさせていただきます。

第1条につきましては本条例の目的でございます。犯罪被害者等が受けた被害の軽減や回復、早期回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。

第2条は本条例の用語の定義を規定しています。犯罪等、犯罪被害者等、関係機関等、町民等、事業者、2次被害について、用語の意義を規定しています。

第3条は本条の基本理念を規定しています。犯罪被害者等の尊厳を守るこ

と、2次被害を防止すること、町全体で連携し支援すること等を規定しています。

第4条は町の責務を規定しています。犯罪被害者等の支援のための支援の種類や実施方法について、規定をしております。

第5条は町民等、第6条は事業者の役割を規定しています。それぞれ基本理念に則り、犯罪被害者等への理解や2次被害を発生させない協力を求めるよう規定をしております。

第7条は町が犯罪被害者等の相談や助言を行い、関係機関等との連携、調整を行うよう規定をしております。

第8条は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を送るに当たり、経済的な負担を軽減するための支援金、家事や転居に要する費用の助成、法律相談やカウンセリング等の支援について規定をしております。

第9条は、町内に住所を有しない被害を受けた者に対しての支援について規定しています。

第10条は、犯罪被害者等に支援を行うことができることを規定をしております。

第11条は町民等や事業者に対しまして、犯罪被害者等に対する理解を求めるための啓発活動を規定しています。

第12条は、委任の規定を求めるものでございます。

附則でございます。施行期日です。この条例は、令和8年4月1日より施行するものでございます。なお、別紙に1月27日の全員協議会で御説明をさせていただきました参考資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。ただいま議題となっています「議案第4号松田町犯罪被害者等支援条例」は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 日程第9、「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、国及びほかの地方自治体との給与水準の均衡を図るため、また人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明させていただきたいと思います。

今回の給与条例の改正につきましては、本町職員の給料表と国家公務員や他市町の給料表との均衡を図るため、国基準に準じた給料表に改定し、また人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ所要の改正をするものでございます。

改正する内容は二つでございます。一つは、一般職員及び医師職の給料表を国基準の給料表に改定を行うものでございます。二つ目は地域手当の見直しでございます。令和7年度から都道府県を基本とする支給地域の設定に見直され、段階的に支給割合の引き上げが行われることになりました。本町におきましても近隣市町との均衡を図りつつ財政状況を踏まえ、地域手当の支給割合を見直すものでございます。

それでは恐れ入ります、議案7枚目の参考資料、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が

改正案でございます。左側、改正案のほうを御覧ください。

まず初めに1ページ目の第4条でございます。初任給及び昇給の基準の規定でございます。第5項は55歳に達した職員の昇給の基準で、現行では55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中4号給とあるのを2号給とするのを、改正案では55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員は、前項の規定にかかわらず昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、規則の定めるところにより昇給させることができるに改めるものでございます。また、その下、第10条の2、地域手当の規定でございます。第2項では規定している地域手当の率を、現行の100分の6から100分の8に改めるものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。給料表でございます。別表第1、第3条関係、一般職給料表2分の1は2ページから9ページ上段まで、こちらが1級から4級、及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。

続きまして、一般職給料表2分の2は9ページ上段から13ページまで、5級から8級の給料表、及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。また別表第2、第3条関係でございます。医師職の給料表は15ページ中段から20ページまで給料表、及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。

恐れ入りますが12枚お戻りいただきまして、議案本文9ページをお願いいたします。附則でございます。第1項でございます。施行期日は、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項号給の切替えでございます。令和8年4月1日の前日において、松田町職員の給与に関する条例、別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて次表に定める号給とする。なお、給与改定に伴う影響額でございますが、当初予算において全会計を通じて約2,400万円でございます。

なお参考資料につきましては、2月13日の全員協議会で御説明しました松田

町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第5号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10、「議案第6号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第6号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和7年12月1日付けで都市計画決定をいたしました「新松田町駅北口地区地区計画」について、その実効性を高めるため所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

まちづくり課長 それでは、「議案第6号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明をさせていただきます。

す。まず適正な都市機能、また健全な都市環境、これを確保することを目的に、令和6年12月に制定されているのが本条例でございます。当時、既に定めがありました宮下地区また下原地区に加えまして、神山地区ですね。これを加える形で統合してできたのが本条例でございます。この度の改正におきましては、昨年12月、新松田駅北口地区市街地再開発事業に係る都市計画決定、四つございましたが、そのうちの一つですね、地区計画の決定に係る内容、これをそのまま本条例に反映させることでその実効性を高めるものでございます。改めて申しますけれども、法律に基づきまして既に都市計画決定をされて実行はされている内容でございます。ただ、この条例におきましては罰則を規定した条例でございます。これと紐づきが、今現在ありませんので、実効性を高めるためこの条例との紐づき、これが改正の主な趣旨ということでよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本条例の構成といたしましては、本則で通則を、また各々の地区整備計画における建築物の制限内容は別表のほうで定めてございます。この度の改正におきましては都市計画決定内容に基づき、本則に新たな制限である建築物の容積率の最低限度と、建築物の建築面積の最低限度、この2要素を加えて別表に新松田駅北口地区地区整備計画の表、これを加えることが主なものとなっております。前置きが長くて大変恐縮です。

改正内容につきましては、おめくりいただきまして参考資料1、横面の参考資料1、新旧対照表にて御説明を申し上げます。それでは新旧対照表に基づいて、まず冒頭からちょっと少し分かりづらいところもあるかもしれませんが、まず右側の現行の第6条、建築物の高さの最高限度を左側、改正案ですね。こちらのほうでは第7条にしております。またそれに伴って、現行の第7条は第6条にそれぞれ改めております。位置を変えているだけのようですが、内容としましては法律の規定と整合を図るために順序、あとはその字句等の表現を改めた内容でございます。

続いて改正案の第8条、建築物の容積率の最低限度と、第9条、建築物の建築面積の最低限度、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、新設

の制限となります。内容につきましては後ほど別表第2において説明を申し上げますが、この二つの条例に係る制限につきましては新松田駅北口地区の地区整備計画以外、ほかの既にあった三つの地区整備計画においては適用はいたしません。

おめくりいただきまして2ページとなります。2条分の、今、申し上げた新規の追加がございましたので、現行の第8条、垣又は柵の構造の制限を改正の第10条とし、条ずれや漢字とするなど、こういった表記の改めを行ってございます。残りの右側の現行におきます第9条公益上必要な建築物の特例から、第12条委任の条まで、これは条ずれによって2条分繰り下げておりますが、改正案において内容には変更はないということです。なお、繰り下げる条に含まれます罰則の規定につきましては、こちらに変更はないのですが、先ほど述べましたとおり、いわゆる制限内容を追加して対象とする区域、これも追加をしております。そういった意味では、罰則の規定は検察庁との協議、これは改めて今回の改正内容を踏まえて実施いたしております。御了解を頂戴していることを、申し添えさせていただきます。

続いて3ページ目です。第3条、適用区域の関係ですね。別表第1の関係です。御覧ください。先ほど来申しているとおり、宮下、下原、神山地区に加えまして、新松田駅北口地区地区整備計画区域は、昨年12月に都市計画決定の告示の際定めた区域としてございます。

4ページ目の別表第2のほうを御覧ください。改正後の第4条から第10条関係の制限内容、本則でいう第4条から第10条の内容を各計画区域において示してございます。宮下地区から神山地区、地区整備計画の三つの表がございませぬ。こちらについては、本則の改正に伴って法に規定する順序、表記、これを改めており、新たに加える制限となる先ほど申し上げた2要素ですね。また、こちらについては設けておるのですけれども、この三つの整備計画の表において当該追加制限はしない旨、この旨も定めているところでございます。新旧対照表を見ていただいたときに、現行も改正も全て下線が引かれているような形になっておりますが、今、言ったような表現も含めて改正内容が多ございませぬ。

たので、全てを改める形を採用させていただいております。ただ、先ほど来、ちよつとくどくて申し訳ありませんが、規制する内容に変更はないということで御理解を賜ればと思います。

少し飛ばさせていただきます。今、変更がないということを前提に13ページをお願いいたします。13ページにおきましては、先ほど申し上げた改正案の中で新たに加える新松田駅北口地区地区整備計画の表が加わってございます。こちらに新設されるこの区域におきましては、こちらは順序立てていきます。第1項にて現在推進中であります市街地再開発事業で目指すまちづくりの方向性に合致しない、例えば、工場、倉庫、また風俗的な接客要素が強い料理店等の建築物、こういった用途を制限しております。

第2項におきましては、建築物の敷地面積の最低限度を定めています。この最低限度の考え方というのは、優良な宅地形成を図って狭小宅地化、これを防止するというような目的の規定であるため、この再開発の区域においては多くの敷地を統合してやっていく特性から制限は行わないことを規定してございます。

第3項でございます。建築物等の壁面の位置は、道路境界線から2m以上離隔することを求めています。現在、町道3号線、ロマンス通りにおいても計画している中では概ね2.5m程度の歩道幅員を確保して、駅前広場も安全を確保するため必要な面積とすることで計画を進めておるところでございます。ただ、この中でより快適な歩行空間を確保しようということで、2mの離隔を求めるものでございます。ただし、この中で但し書きがございます。壁面後退をするといっても、いわゆる但し書きは適用除外でございますけれども、適用除外については、いわゆる通行の安全性等のために作ったデッキ、今、予定されているデッキですとか階段、こういった施設はこれに含まれないということです。イにおいては、既存建築物の増改築の上限を都市計画決定時における床面積の1.2倍までということで定めをしてございます。

続いて、おめくりいただきますと第4項です。第4項、建築物の高さの制限につきましては、建築基準法等の法令に基づき実施されるものでございます。

そのため、本条例の中で特別の制限は行わないとしてございます。

そして第5項でございます。建築物の容積率の最低限度につきましては10分の20ということで、いわゆる200%です。本件区域におきましては、容積率は用途地域、商業地域ということの中で400%まで許容がされる区域でございます。これは今回の変更に伴わず、前からそのとおりでございます。しかしながら、今回の市街地再開発事業の都市計画決定と連動して今現在の利用率というのは、御参考までに100%を割る状況です。しか活用がされていないという状況を踏まえまして、土地利用の高度化を促進して公共的な空間の創出を目指すことから、200%以上ということで定めさせていただきます。

但し書きにおきましては第5項の但し書きでありますけれども、先ほどと同じですかね。市街地再開発事業ということで敷地が統合されて土地利用を図るので、200%を割り込むような容積率は本来想定がなかなか難しいものでございます。ただ、こういったちょっと例外的に考えるものとして、その敷地の設定の中で今現在ある派出所、交番の関係、こういったものは例外的に適用除外という項目を設けているものでございます。

第6項でございます。建築物の建築面積の最低限度、これは第5項と同様の理由から200平米というふうに定めております。また、但し書きについても同様の理由により適用除外を定めているということです。

第7項でございます。垣又は柵の構造の制限について本事業区域では想定をしていないため、制限は行わないこととしてございます。

ちょっと長くなりましたが、改めて改正文のほうを、改正文の最後のページのほうにお戻りいただきたいと思っております。10ページでございます。附則でございます。第1項にて、施行期日を令和8年4月1日とさせていただいております。第2項においては、この一部改正条例の施行前にした行為に対する罰則規定の適用を、経過措置として定めてございます。なお、参考資料といたしましては新旧対照表以外、参考資料2として先に開催されました議会全員協議会の資料を添付しておりますので、御高覧いただければ幸いです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 平 野 念のための確認ですが、今の新松田地区、北口地区整備計画区域の中の最後の表がありましたけれども、建築物の用途の制限で次のものは建ててはいけないというところの（3）番のキャバレー、料理店、その他これらに類するものというこの料理店という表現は、一般の料理店のことではないということによるしいですよ。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。今、御指摘いただいたとおり、いわゆる接客的な要素が強い、風俗的とかいろんな表現がございますけれども、風俗まで行かないいわゆる接客要素の強いものということで御理解をいただきたいと思えます。一般的な料理店を指しているものではございません。

議 長 よろしいでしょうか。はい。

3 番 吉 田 これ、現存の居住しているような建物については、中での改修とかっていうのは認められるという考え方でよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 申し上げます。今現在、市街地再開発事業、都市計画決定をした段階でございます。これから組合を作っているいろいろな本組合になって、事業認可があつて、いろいろ工事をしなきゃいけない、それまでの期間というのがございます。そこにお住まいの方もいらっしゃいます。今、御質問の、今、お住まいの方々に関するお話としては、適用除外の中で現に存する建築物等という中で御説明申し上げました。そのとおりでございます。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第6号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時45分より再開いたします。(10時27分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時45分)

日程第11、「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収が必要となること、及び地方税法等の一部を改正する体制に対応するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者は医療保険制度上の給付に係る保険税等と併せて、子ども・子育て支援金を徴収することから、国民健康保険において令和8年度の保険税から子ども・子育て支援納付金分の保険税の賦課徴収が必要になること、及び地方税法等の一部改正に対応するため、政令改正が行われてもその度に条例改正を行う必要がないよう、法令等の条文を引用する規定により改正するため、町条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容でございますが、子ども・子育て支援納付金分の新設と国民

健康保険税の医療給付費分の賦課限度額の改正、及び低所得者に係る軽減判定基準の被保険者数に乗ずる金額の改正を行ったものでございます。

議案を5枚おめくりいただき、参考資料1、新旧対照表にて詳細を説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案でございます。第2条第1項は課税額の内容を定めたものでございますが、第1号は基礎課税額の説明の中で、事業費納付金のうち除く納付金分に子ども・子育て支援納付金分が新設されたことにより、下線部のとおり、子ども・子育て支援法の規定による納付金を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。第4項は子ども・子育て支援金制度の創設により、子ども・子育て支援納付金を課税することから新たに加えるものでございます。第2項、第3項、第4項は、それぞれ基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る賦課限度額を定めたものでございますが、右側現行では基礎課税額は66万円、後期高齢者支援金等課税額は26万円、介護納付金は次のページ、3ページですが17万円を、前のページ、2ページにお戻りいただきまして、左側改正案では、それぞれ地方税法のそれぞれの該当箇所に規定する額を超える場合においては、それぞれはその額とするに改めるものでございます。

もう一度、次のページ、3ページをお願いします。右側改正案の第5項は、子ども・子育て支援金制度の創設により、子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額を定めたもので、新たに加えるものでございます。第3条第1項、現行の地方税法は、改正案では既に地方税法という言葉が出ているので法に改め、第3条から次のページ、4ページの第5条の中の現行の下線部第6条は、子ども・子育て支援納付金の関係で第6条が新設されることによる条ずれにより、第7条に改めます。

第5条第1項は、総所得金額等としを、総所得金額等を課税標準としに改めます。

第6条は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の算定方法を定めたものを、新たに加えるものです。

その下の改正案第7条から次のページ、5ページの第7条の3は、子ども・子育て支援納付金の新設による条ずれによるものでございます。第7条の4は子ども・子育て支援納付金課税額を算定する保険税率を定めたもので、第1号所得割は100分の0.24、第2号被保険者均等割は、被保険者1人について2,068円、第3号18歳以上被保険者均等割は、被保険者1人について112円でございます。

第8条から2ページおめくりいただきまして8ページ、20条の2までは、子ども・子育て支援納付金の新設による条ずれによるものでございます。

21条第1項は、減額に関する賦課限度額につきまして、右側現行の基礎課税額は66万円、後期高齢者支援金等課税額は26万円、介護納付金は17万円を、左が改正案ではそれぞれ地方税法のそれぞれの該当箇所に規定する額を超える場合には、その額に改めるものと、子ども・子育て支援金の減額に関する賦課限度額を新たに定めたものでございます。

次のページ、9ページ、第1号、2ページお進みいただきまして11ページの第2号、さらに2ページお進みいただきまして13ページの第3号は、それぞれ7割、5割、2割軽減の軽減判定基礎基準額の算出方法を定めたものですが、それぞれ地方税法施行令のそれぞれの該当箇所に規定する額に改めるものと、10ページにお戻りいただき右側、現行の下線部、同号（ア）、（イ）、（ウ）や、このページ以降に記載されております同様のものは、県の改正参考例に従い改めるものでございます。

次のページ、11ページをお願いします。改正案の上部は、第1号のキ及びク、次のページ、12ページの一番下は、第2号のキ、さらに次のページの上部のク、もう1ページお進みいただきまして14ページ、下のほうの第3号のキ及びクは、それぞれ7割、5割、2割軽減の減ずる額を定めたもので、キは子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、クは18歳以上被保険者均等割額のそれぞれ被保険者1人につき減ずる額を新たに定めたものでございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。第2項は第21条の第2項になり

ますが、第2項は未就学児がいる場合における当該納税義務者に対して課税する、被保険者均等割額から減ずる額を定めたものでございます。内容に変更はございませんが、県の改正参考例に従い改めるものでございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。第3項は出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課税する所得割額と、被保険者均等割額から減ずる額を定めたものでございます。こちらも内容に変更はございませんが、県の改正参考例に従い改めるものでございます。

2ページお進みいただきまして、18ページをお願いします。第4項は、こちらも子ども・子育て支援納付金を課税することから新たに定めるものでございますが、国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳未満被保険者が属する場合に、18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額を減額することを定めたものでございます。第22条以降は、子ども・子育て支援納付金の新設による条ずれによるものでございます。

恐れ入ります。改正文にお戻りいただきまして改正文の7ページ、附則でございまして。第1項、施行期日は令和8年4月1日からとすること。第2項では経過措置として、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定では、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを定めるものでございます。なお、後ろ2枚の参考資料2につきましては、昨日の議会全員協議会で説明させていただきました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12 番 寺 嶋 今回の国民健康保険税条例の一部改正ということで、新たに子ども・子育て支援納付金が徴収されるということで、これは増税、ある一種の増税になるわけですが、納付金ですから一旦町が集めてから、その分を全部国か何かに全部返すのですか。取り分といいますか、何かそういう特典みたいなものはないのか、まずそれをお伺いいたします。

それから2点目は、課税の限度額の見直しということで医療給付費分66万円が1万円上がって、限度額が67万円ということになりますが、対象世帯はどのぐらいでしょうか。

次に、子ども・子育て支援納付金課税限度額、全世帯でかな、限度額が1世帯3万円、これ新設ですね。そうすると限度額ですから、平均の保険料といえますか。一世帯当たりどのぐらいになるのか、その辺が分かりましたらお知らせをしていただきたいと思います。

あとがちょっと分かりにくいのですが、結局この新たに1世帯当たりどのぐらいかかるのか、年間ね、1カ月数百円なのか年間でどのぐらいかかるのか、その辺ですね。それでなおかつ、今度は18歳までの人は均等割はかからないのですね。だから子どもは要するに一般的に18歳まで子ども、子どもがいない世帯が結局また新たにプラスされるから、二重課税になるんじゃないかと。要するに二つプラスされるわけですよ。均等割と、それから18歳以上の。そういう面でこういうややこしいのがあるのですけれども、それも含めた、それを含まないで新たにそれがどのぐらいの均等割、18歳以上の人の分はどのぐらいに増えるのか、その辺をお伺いいたします。

町 民 課 長 まず1つ目の御質問の、その徴収した分は町の取り分はないのかというようなことだと思いますが、この子ども・子育て支援法で規定されているものが令和8年度から毎年度、医療保険者は子ども・子育て支援納付金を徴収するだけで、それを国のほうに、町の取り分はなく集めるものです。徴収をしてそのまま納めるような形になります。町の取り分はございません。

2つ目の対象世帯ですね。賦課限度額の関係で影響する世帯になりますでしょうか。

12 番 寺 嶋 そうです。

町 民 課 長 はい。賦課限度額の見直しで基礎課税額に影響する世帯は13世帯と、今年度ベースでのちょっと試算になりますが13世帯でございます。

3つ目の子ども・子育て支援納付金の均等割、はい。あとその限度額は3万円なのですけれども、1世帯当たりというかどれぐらい増えるのかということ

かと思います。こども家庭庁の資料になり国が試算しているものがございまして、それによりますと医療保険の加入者1人当たりの平均、ちょっと月額でもよろしいでしょうか。平均月額で市町村国保加入者は国が見込んでいる令和8年度の見込額は、ひと月当たり1人当たりのひと月は250円の増といたしますか、それが増えるというふうな試算が出ております。

あとですね、均等割額が子ども・子育て支援納付金分の均等割の中でも、被保険者の均等割18歳以上、均等割の関係の御質問だったかと思いますがけれども、こちらはこの子ども・子育て支援納付金に新たにできたもので、そもそもこの制度といたしますのが子育て支援に係るものであることに鑑み、18歳未満の高校生の年代のいる御家庭、御家庭というか、高校生のいる年代の被保険者は増やさない、かからないということになっておりまして、その分を被保険者で公費負担はもちろん除いて、残りの残額を18歳以上で負担するというような仕組みになってございますので、18歳以上被保険者均等割というのが新たにかかるものでございます。

12 番 寺 嶋 1点目のおおよその支援金、子ども・子育て支援金、納付金を国に納めるわけですね。上納というのか納めて、新たに今度は支援納付金、町ですと大体子ども手当とかいろんなそういう児童手当とか子育て給付金とかいろんな制度が、今、あるわけですがけれども、こういうところに町の何というか必要に応じて補助金とか給付金という形で来るのか、どういう形で来てどういう、どのぐらいの割合といたしますか、で支援されるのか、その辺をお伺い、その辺がちょっと分からないので、その辺をお伺いします。

あと、結局月額250円といっても、世帯では結局被保険者の世帯、世帯じゃない。被保険者が1世帯でたくさんいるところはそれなりにかかるし、年間では相当負担がかかりますよ。なおかつ18歳以上の人にはまたプラスアルファされるということは、結局本来の子育て支援のその支援といたしますか少子化対策の財源が、結局国民といたしますか、保険者にかぶされる、ちょっとおかしいな制度なんだよ、これね。そういう面では皆さんは納得するのか、その辺ね、どういうふうな形で町がちゃんと説明するのか、その辺をお伺いします。

町 民 課 長 徴収した子ども・子育て支援金を、例えば、児童手当とかそういうのにどれぐらいの割合でいくのかということかと思いますが、ちょっとこちらのほうでは医療保険者のほうは、徴収割合に応じて徴収するということが決まっているだけでして、その支援納付金の費用額、こういうものに使うということで、例えば、出産子育て応援給付金の制度がいわゆる妊婦支援給付金ですとか、児童手当ですとか、出生後休業支援給付金ですとか、育児時短就業給付金とか、あと国民年金の第1号被保険者の育児期間中の減免になるものがあるのですがその費用ですとか、子ども誰でも通園制度ですとか、子ども・子育て支援特例の公費の償還金等ですとか、そういったことに充てられるということは国のほうが言っているのですけれども、ちょっとその割合等は申し訳ございません。承知しておりません。

あと、その子ども・子育て支援金制度の医療保険に課税することについての説明という御質問かと思いますが、国のほうでというか子ども・子育て支援法の中で、そのように医療保険者は令和8年度から毎年度、健康保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することとなっているので、もう医療保険は国民皆保険で誰でも入っていますから、あとちょっと理由は分かりませんが徴収しやすいということもあるのでしょうか。医療保険上の医療給付費などとあわせて一緒に徴収するというふうに、もうその子ども・子育て支援法の中で決まっていることとございます。すみません。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

7 番 平 野 確認ですけれども、寺嶋議員が一生懸命聞いてくださったところの確認ですけれども、これは結局実施部隊は各自治体がやることが多いわけですね。その通園制度なり、何とかいろんなもので、そういう形で使われるということだけは決まっているけれども、はっきりとした割合はまだ決まってないよということですね。実施部隊として各自治体に来るということは分かっているのですよね。（私語あり）

町 民 課 長 議案の後ろ2枚、昨日の全協資料の参考資料でございますが、参考資料2のところの2番の改正内容のところ、支援納付金対象費用の財源として子ど

も・子育て支援納付金分を新設されることになるのですが、その四角で囲んであるものが対象費用でございます。ですので、あとはその町によって人口とかの理由によって給付補助が来るものだと思います。

議 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12、「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」を次のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度保険料率の算定に係る特例が定められたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、御説明させていただきます。本条例の改正理由は、介護保険法施行令が改正され、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額が55万から65万に引き上げられ、その結果、第9期介護保険料事業計画中の介護保険料の収

入に影響しないよう措置されたことを踏まえ、介護保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正前の基準に基づいて判定するため特例を設けること。また、令和7年度の住民税非課税者に対して給与所得控除の最低保障額の引き上げを踏まえ、令和8年度も住民税非課税となる範囲内で収入が増加したものに對し、介護保険料の算定が課税となった場合、特別な理由に該当することにより、当該年度に限り、住民税非課税として判定する保険料段階まで減免できることから、必要な改正を行いました。今回は本条例の附則に新たに3条を加え、令和8年度のみの特例となります。

それでは4枚おめくりいただき、参考資料、介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表1ページを御覧いただきます。お願いいたします。改正案を御覧ください。附則第8条、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例についてです。本条文では、地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定において、給与所得を有する第1号被保険者であって令和7年中の合計所得金額に給与所得が含まれるものの、適用について規定しており、第1項では令和7年中の給与等の収入額が55万1,000円以上65万1,000円未満の者の合計所得金額の算定方法を規定し、すみません。2ページを御覧ください。下から9行目になります。第2項では令和7年中の給与所得の収入が65万1,000円以上161万9,000円未満のもの合計所得金額の算定方法を規定し、続きましてすみません、3ページをお願いいたします。真ん中より少し下の第3項では、令和7年中の給与等の収入額が161万9,000円以上190万円未満のもの、合計所得金額の算定方法の規定を追加しております。恐れ入ります。4ページを御覧ください。

次に、附則第9条です。令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例についてです。本条文では地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する基準に対して次の特例を設けております。第1項では第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年中の給与所得を有するもので、第1号では賦課期日において本町に住所を有し、かつ同項の第2号、第3号のいずれかに該当する場合は、住民税が課され

ているものとみなす規定であります。

恐れ入ります。7ページをお願いいたします。真ん中付近の第2項では、第1号被保険者が令和7年中の給与所得を有するもので、前項の第1号に該当するものであって、かつ同項の第2号、第3号のいずれかに該当する場合は、当該第1号被保険者の住民税が課されているものとみなす規定が追加されております。

次に、附則の第10条です。令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免についてです。本条文第1項では、第1号被保険者またはその属する全ての世帯員のうち、令和7年度、令和8年度の住民税が非課税である者で、介護保険法施行令附則第25条及び前条の規定により、令和8年度分はその世帯にみなし課税者がおり、そのみなし課税者が介護保険法施行令附則の25条及び前条の規定に適用がない場合、当該年度の令和8年度の保険料段階、これが非課税になるのですが、これよりも税制改正前の算定に基づいて算定した場合、高い課税の保険料段階になるときはその保険料を減免することができるという規定となっております。

8ページを御覧ください。下段のほうです。第2項では、減免後の令和8年度の保険料額は、令和7年度同様に保険料段階を非課税の保険料といたします。第3項では、この減免に対し納税義務者の申請を必要としない規定を追加しております。

恐れ入ります。改正本文の7ページまでお戻りください。附則でございます。施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13、「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を、別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当室長 それでは、「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明をさせていただきます。本条例の改正につきましては国が社会情勢などに対応するために、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正されたことに伴い、町の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

それでは議案の3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。最初に右が現行、左が改正案でございます。第5条、第2項、第2号、消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者又は応急措置従事者の補償基礎額を、下線のとおり現行の9,700円より1万円へ、増額の上限の現行を1万4,500円より1万5,000円へ改正するものでございます。

続きまして、次ページを御覧ください。下線のとおり、第3項に該当する扶養親族については、1人につき現行の100円から433円に改め、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を削り、第3号から第6号までを第2

号から第5号までに改め、同項中第1号、配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を削り、第2号から第6号をそれぞれ1号ずつ繰り上げます。

続きまして、下部の別表、第5条関係の補償基礎額表を御覧ください。消防団員の補償基礎額を現行から改正案に改正するものでございます。

2ページ戻っていただき、議案本文2ページを御覧ください。附則でございます。施行期日、この条例は令和8年4月1日から施行する。なお、2月の議会全員協議会で御説明をさせていただきました参考資料2を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第9号松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14、「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、籠場町有地及び町屋町有地の購入の際の借入金の元金及び利子の

償還が終了したため、松田町用地取得特別会計を廃止したいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」について御説明させていただきます。廃止の理由といたしましては、公共用地の先行取得事業で購入しました籠場町有地及び町屋町有地の借入金の元金及び利子の償還が終了したため、本条例を廃止するものでございます。

それでは議案1枚おめくりいただき、議案本文を御覧ください。附則でございます。第1項、施行日です。この条例は令和8年4月1日から施行する。

第2項、経過措置です。この条例による廃止前の松田町用地取得特別会計条例による松田町用地取得特別会計に係る令和7年度の収入及び支出、並びに同年度以前の決算については、なお従前の例による。

第3項、廃止会計に属する決算剰余金及びその他の財産は、令和8年度以降の松田町一般会計が引き継ぐものとする。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 田 代 質問というか確認をさせていただきます。松田町の公共用地の取得について、平成10年代まで松田町土地開発公社が町に代わって先行取得をしておりました。買収代金は銀行から借入れをして町財政の起債に含まれないというふうな手法でしたので、闇起債ということで総務省からの指導で土地開発公社を廃止して、今回の用地取得特別会計、これに移行した経緯があります。そういう面で、用地取得会計、悪い制度を変えてすごい素晴らしい会計なのかなと思っています。

今回、この議案10号で用地取得を廃止するのは籠場と町屋の町有地、この取得に関する返済が終わるから廃止すると。これから当面、先行取得をすることがないという理由で提案されました。ここでそのまま附則を読みますと、この4月1日に廃止になると。附則3番、廃止会計に属する決算剰余金及びその他

の財産は、令和8年度以降の松田町一般会計が引き継ぐものとする」と記載されています。老婆心ながら少し心配するのが、この用地特別会計、すごい制度のものなので、若干の預金だけ残して、いざ何かあったときに用地取得に役立つのではないかとということなのですけれども、もし当面はないだろうということなのですけれども、この特別会計廃止後に公共用地の取得案件が生じた場合、一般会計で対応するということなのですけれども、どのような対応になるのか、これについてお願いしたいと思います。質問させていただきます。

参事兼政策推進課長　それではお答えをさせていただきます。現状ですね、この前の財政推計でもお示ししたとおり、全体の財政を調整する基金がございます。その中で基本的には一般会計で直接購入、いわゆる補正予算を一般で組んで、例えば、財政調整全体でバランスを取って公有財産を購入するというような手が一つございます。その代わり、やはりその辺の起債をしないで、一般財として基金で補正をするというのは一つ原則があります。また、どうしてもその財政状況も踏まえて、基金を崩しながらうまくできない場合については、町としてはその二つ目の方法で用地特会の新たな条例を作るというような、新たというか新たに作るという方法も一つあります。その場合、時間がないとかいろいろな情報があるので、一応そういう場合については条例と同時に補正予算を提示するというのが原則になっておりますので、そのときに特別会計の条例を出して地方債を歳入で組んで、歳出のほうにこういう財産を組むという方法もありますが、現状では、今、最初に言った一般会計でやるというのを、今、町としては考えております。例えば、小さい土地ですね、小規模の土地の購入については土地開発基金のほうで、例えば、一般会計から積み立てるという方法もあります。その場合については、やはり1回出して入れるということなので、その状況が町にあった場合、そういう方法もありますし、あと買戻しという方法もありますので、小規模な土地については今後そういうものも対応するという事で町は考えております。

以上です。

8 番 田 代　今の参事のを再確認させていただきます。8年4月1日以降、用地特会がな

くなるわけですから、万一こういった用地取得が発生した場合は、一つは一般会計、これで取得すると。それと、かなり大きな額で借入れしなければまずい場合は用地特会の復活もあるかもしれない。それと、小規模な金額については土地開発基金、これで、今、8,700万ぐらいあるので、それで取得できるよと。場合によっては積み増し、基金への積み増しというふうなことを考えているということで理解しました。

一つね、松田の先行取得の買物、記憶では土地開発公社のときに庁舎の敷地ですか、ここの庁舎の敷地、確か1億円前後で買ったのかなという。あと、新しい時代になって、皆さん御存知の旧松田土木の事務所、これも2億はいつてなかったような感じを10年かけて返済したと、そのような経緯があります。総務参事にちょっとお尋ねしますが、今まで用地特会または土地開発公社の時代に買った金額の大きなもの、今、私、ここの庁舎の用地と旧松田土木事務所の用地、また小田急団地の砂利線の集積所、あれも1億ぐらいだったと思うのですけれども、大体の額、今までに用地特会、または土地開発公社も含めて取引のあった額、ざっくりで結構ですからその額をお願いしたいと思います。

参事兼政策推進課長 すみません。土地開発公社というのがございまして、私も平成21年から担当し解散まで全てやったものでございまして、開発公社につきましては昭和48年7月に設立でございまして。解散が平成21年4月で解散をしております。その中で、ちょっと私の把握しているのは施工者の国鉄清算事業団の土地があります。そこにつきましては、相手方は小田急さんだったのですけれども。

8 番 田 代 鉄建公団。

参事兼政策推進課長 はい、そう。鉄建公団なのですけれども、そのときの土地については1億7,000万円で町が購入、町というか公社が購入したというような状況がございまして。

あと、これは公社じゃないのですけれども、基金の先ほど町屋の関係の先行取得事業につきましては、町として借り入れたのが1億2,200万円、町屋。それと一緒に籠場地区という土地がありますので、そこが5,100万円というようなことで、町は大きなところでは把握をしているところでございまして。

庁舎の関係はちょっと私も調べていないという形になって申し訳ございませんが、そこは把握しておりません。

以上です。

参事兼総務課長 庁舎のほうは平成5年に購入しております。土地開発公社のほうでやられているのですが、その当時一応、やはりこちらのほうも1億7,000万という形の記録が残っております。

8 番 田 代 具体的な数字、ありがとうございます。私も鈴木参事の前に土地開発公社はちょっと経験したことがあって、ここの庁舎も収用法をかけて税控除をいただいて購入した記憶があります。今、整理していくと、ここの庁舎が1億7,000万ですか。それと、あと国鉄の清算事業団の砂利線の集積場、また線路敷、これも1億7,000万、旧松田土木事務所の事務所跡地、1億2,000万ということは大体1億から2億ぐらいなのですよ。それを確認させていただいた理由は、昨日財政推計、鈴木参事のほうから説明があったときに、財政調整基金の積立額、それがここでちょっといろいろ支出があるのですけれども、平成9年で8億円ぐらいから12年ぐらいまでは、令和9年から12年ぐらいまでは8億から7億ぐらいで推移すると。これが一番きついときでしたよね。それ以降は、13年から18年で8億から9億、19年から30年度で10億から13億に復活するということですので、ある程度この辺のお金が確認できていますので、今、私が老婆心で心配した特会がなくなっても、ある程度こういった財政調整基金を一つは土地開発基金に繰出したりだとか、また一般会計のほうに対応してできるというふうに、今、確認できましたので、この特会の廃止については納得させていただきました。丁寧な説明ありがとうございます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第10号松田町用地取得特別会計条例を廃止する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。休憩中に昼食を取ってください。13時から再開いたします。(11時39分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(13時00分)

議 長 日程第15号、「議案第11号令和7年度松田町一般会計補正予算(第8号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第11号令和7年度松田町一般会計補正予算(第8号)」、令和7年度松田町一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,144万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億40万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表、繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加及び変更は「第3表、債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は「第4表、地方債補正」による。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、「議案第11号令和7年度松田町一般会計補正予算(第8号)」について御説明をさせていただきます。まず、この補正第8号につきましては、

歳入につきましては交付税、普通交付税の増額や、国、県などの補助金等を活用した事業の実績による増減、また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。町債については、松田中学校屋内運動場改修事業に伴う増額などによるものでございます。

歳出につきましては、各事業等の進捗状況と実績見込みなどによる増減、財政調整基金や減債基金への積立て、また松田中学校屋内運動場改修工事、保育所等の運営給付費などの増額による補正となります。

それでは、まず8ページをお開きください。第2表の繰越明許費でございます。件数につきましては6件でございます。

まず、戸籍システム改修事業につきましては、戸籍の附票システムの改修において、令和7年度中にシステムの改修の完了が見込めないため、ここで繰り越しをするものでございます。

続きまして、スポーツツーリズム推進拠点整備事業でございます。こちらは寄の管理センター改修に伴うトイレ工事等において5,200万円、これを7年度完了の見込みがないために、この部分を繰り越すものでございます。

続きまして、3つ目の地籍調査事業につきましては、年度内の事業の完了がこれも見込めないため繰り越すものでございます。

続きまして、新松田駅南口駅前広場整備事業でございます。受託者となる民間事業者との調整に時間を要し、今回はエレベーターの設計委託の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

続きまして、教育費でございます。松田小学校整備事業におきましては、松田小学校の体育館の倉庫等の修繕の工事について、令和7年度完了が見込めないために繰り越すものでございます。

次に、中学校費でございます。こちらにつきましては屋内運動場の改修工事、LED化、照明工事他について、国の補助金に伴う前倒し事業としてここで補正予算として計上し、翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは9ページでございます。債務負担行為補正の追加と変更になります。まず追加でございます。こちらは小田原市消防松田分署土地購入事業、

これは土地と補償を含めて令和7年度から8年度にかけて、限度額を2億3,800万円に補正するものでございます。

続きまして、債務負担行為の変更でございます。松田町健康福祉センターの指定管理委託料でございます。この期間を令和8年から10年の3カ年に変更し、限度額を4,151万9,000円に変更する補正となります。

続きまして、10ページになります。第4表の地方債の補正でございます。まず追加でございます。こちらにつきましては、松田中学校屋内運動場の改修事業に伴う補正となります。限度額は1億150万円を増額するものでございます。

続きまして、変更になります。防災施設等の整備事業でございます。こちらは小田原市消防松田分署の土地購入事業におけるもので8,920万円を減額し、補正後の限度額を2,080万円とするものでございます。

それでは、16、17ページの事項別明細書2、歳入より説明をさせていただきます。初めに款項目、地方交付税、説明欄、普通交付税でございます。国税収入の補正等に伴い地方交付額が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増額が生じることなどから再算定され、令和7年12月付けで普通交付税額の変更決定がございました。その普通交付税の変更決定額は15億1,948万3,000円となりますので、今回ここで増額分1億2,640万6,000円を補正をし、全体の特交を含めて地方交付税の総額を16億2,948万3,000円とするものでございます。

続きまして、款、分担金及び負担金、目、民生費負担金、説明欄、保育所運営費負担金現年度分でございます。こちらの149万8,000円につきましては、小規模保育施設や民間保育所等の利用実績に伴い、ここで増額補正するものでございます。

続きまして、目、土木費の負担金でございます。こちらにつきましては、道路橋梁負担金でございます。事業実績に伴い、ここで47万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、節、児童福祉費、国庫負担金でございます。説明欄、子どもの

ための教育・保育給付費国庫負担金につきましても、事業の実績により、ここで197万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、教育費国庫負担金でございます。節、幼稚園費国庫負担金の説明欄、子育てのための施設等利用給付負担金、こちらは60万6,000円。子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては123万7,000円について、給付実績によりまして減額補正をするものでございます。

続きまして、国庫補助金になります。総務費国庫補助金でございます。説明欄、個人番号カード交付事務費補助金でございます。こちらも事業の実績により、ここで473万6,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、節、企画費国庫補助金でございます。こちらは説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では、こちらは歳出の福祉事業や商工振興助成事業、また教育関連の事業等に充当するため財源補正をするものでございます。交付金につきましては給付金の不足分、定額減税の調整給付金の算定不足分あわせて、実績によりここで交付金を総額5,591万3,000円を増額するものでございます。

次に、節、住民基本台帳国庫補助金でございます。説明欄、戸籍電算システム改修業務補助金につきましては、戸籍附票への旧氏等記載機能のシステム改修に伴い、258万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、国庫補助金の衛生費国庫補助金。説明欄、妊婦のための支給給付費国庫交付金でございます。事業の実績に伴い、ここで140万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、目、土木費国庫補助金。説明欄、社会資本整備総合交付金でございます。こちらも各事業の実績に伴い、414万2,000円を減額補正するものでございます。

続いて、目、教育費国庫補助金、節、中学校費国庫補助金。説明欄、学校施設環境改善交付金でございます。こちらにつきましては7,049万8,000円の増額補正で、松田中学校整備事業に係るものでございます。

それでは続いて18、19ページになります。県支出金でございます。

目、民生費負担金、説明欄、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、事業の実績によりここで79万1,000円を減額補正するものでございます。

節、保険基盤安定負担金の説明欄、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましても事業の実績により、ここで86万7,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、教育費負担金でございます。節、幼稚園費負担金。説明欄、子育てのための施設等の利用給付負担金30万3,000円。子どものための教育・保育給付費負担金61万8,000円につきましては、給付の実績によりここで減額補正するものでございます。

続きまして説明欄、市町村自治基盤強化総合補助金でございます。こちらは新松田駅周辺整備事業の調査検討委託料の事業実績により、ここで250万円を減額補正するものでございます。

続きまして、企画費の補助金でございます。説明欄、地域づくり活動の促進事業補助金につきましては、70周年記念事業の一部について事業を認められたので、ここでそれに充当するため14万5,000円の補助金の補正となります。

続きまして県支出金の目、民生費補助金、節、障害者福祉費補助金でございます。説明欄、重度障害者医療費補助金でございます。こちらも給付実績により、ここで99万2,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして説明欄、小児医療費助成事業補助金でございます。利用実績に伴い、45万6,000円を増額補正するものでございます。また、短期間保育士雇い上げ事業補助金につきましても、事業の実績によりここで51万円を減額補正するものでございます。

続きまして目、教育費補助金、節、幼稚園費補助金。説明欄、子どものための教育・保育給付費補助金につきましても、給付の実績により38万2,000円を減額するものでございます。

続きまして款、項、寄附金、目、指定寄附金でございます。説明欄、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては2件分、民間事業者から2件分の寄付

があり、ここで160万円の補正をするものでございます。

続きまして、繰入金でございます。目、財政調整基金の繰入金につきましては、当初一般財源の不足を補うための繰入として計上したものがございまして、そこが小田原市消防松田分署土地購入事業の進捗状況に伴い、ここで1億4,880万円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、教育施設整備基金繰入金でございます。こちらは松田中学校整備事業に伴うもので、ここで800万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、新松田駅周辺整備事業の基金繰入金でございます。こちらにつきましても事業進捗状況に伴い、ここで4,024万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、目、公共施設等整備基金の繰入でございます。こちらはハーブ館の屋上防水工事及び生涯学習センターの屋上防水等の工事について、年度内の執行が困難なため、ここで1,518万円を減額補正するものでございます。

続きまして、20ページ及び21ページになります。款、諸収入、項、目は雑入でございます。説明欄、後期高齢者保健事業の補助金でございます。こちらにつきましても、利用実績に伴い254万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして説明欄、デジタル基盤改革支援の補助金につきましても、事業費の確定に伴い1,920万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、諸収入、雑収入の説明欄、雑入になります。こちらは寄みやまグラウンド維持管理経費他に伴うものでございます。505万8,000円を、ここで減額補正実績に伴いするものでございます。

続きまして説明欄、寄地域活性化拠点施設の事業負担金でございます。こちらは供用開始が遅れたために、ここで1,131万5,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、目、消防債でございます。こちらにつきまして説明欄、小田原市消防松田分署土地購入事業でございます。こちらに進捗状況により、8,920

万円を減額補正するものでございます。

続きまして、節の教育施設等の整備事業債でございます。説明欄のとおり、松田中学校屋内運動場改修事業については、これは繰越明許分として1億150万円を増額補正するものでございます。主な空調設備工事、LED照明等によるものでございます。

それでは、22、23ページの事項別明細書の3、歳出より説明をさせていただきます。款、総務費でございます。目の一般管理経費、説明欄、委託料のまず警備委託料でございますが、こちらは落札の差金により250万円を減額補正するものでございます。負担金補助及び交付金でございますが、こちらは職員給与費として200万円を増額補正するものでございます。

続きまして、目の財産管理費、説明欄、積立金でございます。こちらにつきましては財政調整基金の積立てを将来の財政状況を鑑み、ここで2億円積み立てるものでございます。また説明欄、減債基金積立金でございます。こちらを令和7年度の普通交付税の追加交付に算定された適用項目に、臨財債の償還金分として追加交付されております。その金額1,245万円を、令和8年度以降の償還に向けてここで積み立てるものでございます。

続きまして、総務費でございます。節、財産管理費の説明欄、光熱水費につきましては、庁舎の電気料他になりますが、これは利用実績に伴いここで70万円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄で委託料でございます。企画費、説明欄、委託料でございます。こちらは次期総合計画策定支援業務委託料について落札差金が出ましたので、246万4,000円をここで減額するものでございます。

続きまして、説明欄、寄地区定住促進事業の寄地区定住促進奨励金については、利用見込み件数等を踏まえて、ここで550万円を減額補正するものでございます。執行件数は現在は2件でございますので、残りの3件分を残していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、電算管理費目でございます。説明欄、負担金補助及び交付金、神奈川県町村会の町村情報システム共同組合の負担金でございます。ここで

3,100万円の減額補正をするものでございます。主な減額の理由につきましては、標準化システムに伴う事業費でございます。この事業は全国の自治体が個別に導入、運用していった住民基本台帳や税務などの基盤の業務、約20業務がございます。これが一定の条件で標準仕様に適用したシステムに移行すると、国の意向がございます。これらを踏まえて調整をし、広域事業として調整していたところ、当初予算に対し標準化システム、関連システムとの連携プログラムの修正、またガバメントクラウドの接続用の庁舎ネットワークの機器の修正、実施期間の短縮、また補助金等の拡充、広域での経費の削減等々を踏まえて、今回3,100万円の減額というところになったものでございます。

続きまして説明欄、使用料及び賃借料でございます。こちらも先ほどのガバメントクラウドに係る回線利用料の減額でございますが、予定していた工事の期間の短縮に伴い、ここで450万円の減額補正とするものでございます。

続きまして、目、賦課徴収費でございます。説明欄、相続財産清算人選任手数料でございます。こちらは年度内の対象者が見込まれないため、ここで100万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、目、戸籍台帳基本台帳費でございます。説明欄につきましては戸籍電算システム、管理経費の戸籍電算システム改修委託料について、こちらは標準化システム及び共同化に係る改修業務の実績により、ここで151万8,000円を減額するものでございます。そして、戸籍附票のシステムの改修委託料については、歳入同額の184万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、会計年度任用職員給与費でございますが、マイナンバーカード交付事務従事者報酬分を事業の実績により、ここで400万円を減額補正するものでございます。

続きまして23、24ページでございます。総務費になります。目、町長選挙費でございます。こちらは事業費の確定に伴い、ここで150万円を減額補正するものでございます。

続きまして、民生費でございます。項、社会福祉費でございます。説明欄では、介護保険事業特別会計繰出金256万8,000円を増額補正で、こちらは施設給

付費が増加傾向にあり増額が予定されているため、ここで増額補正をするものでございます。

続きまして、目の社会福祉総務費、説明欄は物価高騰対応重点支援給付金事業でございます。こちらにつきましては、定額減税調整給付金の不足分について事業の実績に伴い、ここで444人分でございますが1,770万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、民生費でございます。目、老人福祉総務費でございます。こちらは後期高齢者医療運営事業の広域連合市町村定率負担金です。事業の実績により694万6,000円を減額するものでございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金におきましても、この事業の実績に伴い115万4,000円を減額するものでございます。

目、障害者福祉費でございます。説明欄、重度障害者医療費でございます。利用者の増加により、ここで198万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして説明欄、負担金補助及び交付金で、相談支援事業負担金28万1,000円の増額でございます。こちらは1市5町広域連携事業における事業の増額ということになってございます。

続きまして、民生費の目、児童福祉総務費でございます。説明欄、小児医療費でございます。こちら事業の実績により、ここで160万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、説明欄、子育て支援給付費につきましては81万円、松田健やか祝い金につきましては39万円給付の実績により、ここで減額補正をするものでございます。

続きまして、説明欄の保育所運営事業でございます。こちら利用実績に伴い、保育所等の運営給付費分921万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、目の児童措置費でございます。こちらにつきましては一時預かり保育事業補助金の実績により200万円の減額補正をし、短期の雇上事業補助金につきましても、実績により102万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、26、27ページの目、予防費でございます。こちら母子保健事

業の妊産婦健康診査委託料では、利用実績に伴い104万円の減額補正をするものでございます。また、医療相談システムの利用料につきましては、落札差金によるものでございます。

続きまして説明欄、感染予防事業でございます。こちらは新型コロナワクチン及び子宮頸がんワクチン分について、利用実績に伴い472万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、後期高齢者保健事業でございます。こちらは高齢者健康診査受診率の向上事業委託料につきましては、落札差金により254万5000円の減額補正をするものでございます。また、妊婦のための支援事業の支援給付金におきましては、利用の実績に伴い140万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、款、農林水産業費でございます。目、自然休養村管理費でございます。説明欄、ドッグランにつきましてはドッグラン受付棟の改築工事が事業の進捗状況により、ここで330万円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄、負担金、補助及び交付金になります。広域事業の消費者生活相談事務負担金におきましては、事業費の増額、いわゆる人件費相当分の増額に伴い、ここで10万4,000円の増額補正をするものでございます。また、勤労者福祉事業の町勤労者住宅資金利子補助金につきましては、利用実績によりここで27万円を増額補正するものでございます。

続きまして、項の観光費でございます。説明欄、寄みやまグラウンド管理委託料200万円の事業費の確定により、減額補正するものでございます。また、工事請負費のシャワートレーラー設置工事等についても、事業進捗状況により事業費を減額するものでございます。

続きまして、目の公園管理費でございます。こちらはハーブ館屋上防水工事について、事業の進捗状況により330万円の減額補正をするものでございます。

28、29ページになります。土木費でございます。説明欄は道路台帳補正業務委託料でございます。事業費の確定に伴い、ここで186万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、説明欄の工事請負費でございます。こちらも事業費の確定に伴い減額補正をするものでございます。また、負担金補助及び交付金では、電柱等の移設負担金について、事業費の確定により150万円を減額補正するものでございます。

続きまして、目の橋梁維持費でございます。こちらは説明欄のとおり、十文字橋橋梁の詳細業務委託料他になりますが、事業費の確定によりここで447万8,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、目、都市計画総務費でございます。説明欄、用途地域見直しに係る都市計画決定支援業務の委託料でございますが、事業費の確定に伴いここで381万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄の新松田駅北口再開発事業支援及び設計業務委託料685万5,000円につきましては、事業費の確定により減額補正するものでございます。そのほか、建物の工作調査費、そして土地鑑定調査委託料、土壤調査委託料につきましても進捗状況に伴い、ここで減額補正をするものでございます。また、公有財産購入費でございますが、用地買収費につきましては3,009万円を補正するものでございます。また、物件損失補償費につきましては100万円でございます。こちらにつきましては、当初予定したものを土地開発基金で購入するため、ここで減額補正をするものでございます。

続きまして、款、消防費でございます。説明欄、小田原市消防松田分署土地購入事業におけるものでございますが、事業の進捗状況によりここで2億3,800万円を減額補正するものでございます。

続きまして、30、31ページ、教育費でございます。事務局費になります。説明欄、委託料でございます。学校ICT推進事業委託料につきましては、事業費の確定によりここで104万円の減額補正をするものでございます。また、扶助費の施設等の給付費につきましては、私立幼稚園等の教育費について、利用実績により400万円の減額補正をするものでございます。

目の松田小学校費でございます。説明欄、会計年度任用職員給与費につきましては、事業の実績により310万円を減額補正するものでございます。

工事費の松田小学校体育館倉庫等修繕工事につきましては、990万円の増額補正となります。強風に伴う工事費によるものでございます。

また、要保護及び準要保護の生徒就学助成事業につきましても、利用実績に伴い130万円を減額補正するものでございます。

目、松田中学校費でございます。こちらは説明欄、会計年度任用職員給与費は事業実績により、ここで580万円の減額補正をします。また、要保護につきましても、利用実績により110万円の減額補正を行うものでございます。

工事請負費でございますが、松田中学校屋内運動場の改修工事に1億8,000万円を補正するものでございます。主なものは屋内運動場LED照明工事ほかになります。

続きまして説明欄、施設整備工事につきましては、目、寄幼稚園費につきましては寄幼稚園のスロープ等の整備工事によるものですが、ここで事業の進捗状況により150万円を減額するものでございます。

続きまして、目、生涯学習センター管理費でございます。説明欄、生涯学習センター屋上防水工事につきましては年度内の執行が難しいため、令和7年度に計上した経費1,188万円を減額補正するものでございます。

続いて、公債費の利子でございます。こちらは152万3,000円の減額補正をするものでございます。こちらにつきましては、当初予算で新たに起債する事業を全て借り入れた場合の試算で、毎年計上しております。ここで再算定、再試算をした結果、この金額がおおむね減額の見込みとなりますので補正をさせていただきます。

続きまして、32、33ページでございます。款、諸支出金でございます。こちらは物価高騰支援事業の充当として、水道料金の当初の補正で水道料金の減額事業を行っております。これを充当するための財源補正として計上しているものでございます。充当額は1,516万8,000円を充当しているものでございます。

予備費でございますが、3,187万5,000円を増額し、補正後の合計9,483万8,000円となるものでございます。34ページから37ページにつきましては、給与費明細書、38ページに債務負担行為の調書、そして39ページに地方債の調書

を添付させていただいてございます。また、40ページから42ページまでが補正に伴う工事内容の説明資料になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、一般会計補正予算（第8号）でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが質疑はございませんか。大丈夫でしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり）

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第11号令和7年度松田町一般会計補正予算（第8号）」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」、令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」について、説明させていただきます。今回の補正予算につきましては年度末までの決算見込みによる診療収入の減額と、財源不足を補うための財政調整基金繰入金に伴う補正予算でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。款、診療収入、項、外来収入、目の1、国民健康保険診療報酬収入につきましては100万円の減額、目の3、一部負担金につきましては40万円の減額、目の4、後期高齢者診療報酬収入につきましては60万円の減額となります。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金につきましては、診療報酬が減額になったことから、財源不足を補うために200万円の基金を取り崩して対応するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第12号令和7年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17、「議案第13号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算  
(第5号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第13号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)」。  
令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,093万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,799万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、「議案第13号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算  
(第5号)」について御説明いたします。令和7年度における介護給付費において、地域密着型サービスや施設サービスなどの利用が増えたことに伴い、保険給付費の増額による歳出予算の計上、及び歳入として支払基金交付金及び一般会計繰入金、町負担分としての予算計上が今回の主な補正の内容となります。

それでは、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。款項同じ支払基金交付金、目、介護給付費交付金、説明欄、介護給付交付金として補正額837万円の増額です。

続きまして、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、介護給付費繰入金。説明欄として、現年度分介護給付費繰入金として補正額387万5,000円を増額し、また款項同じ、目2のその他一般会計繰入金。説明欄、事務費繰入金として130万7,000円を減額。先ほど一般会計補正予算のほうで、介護保険事業特別会計繰入金と同額を増額するものでございます。

次に14ページ、15ページをお開きください。歳出について御説明いたします。款、総務費、項、目同じにして委員会費。説明欄、節12の介護保険事業計

画策定委託料を御覧ください。こちらにつきましては、入札による落札差金として130万7,000円を減額するものでございます。

次に、款、保険給付費、項、目同じ介護サービス等諸費。説明欄、介護サービス費におきましては負担金補助交付金ということで、施設介護サービス費ほか、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型サービス給付費、介護予防サービス給付費と合わせまして3,100万円の増額となります。なお、こちらの財源につきましては、予備費から1,875万5,000円を充用しております。

次に、款、項、目、同じ予備費です。こちらにつきましては、1,875万5,000円を減額し、合計として3,672万2,000円となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第13号令和7年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18、「議案第14号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第14号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ115万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,216万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 「議案第14号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明させていただきます。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金に関わる補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。12ページ、13ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款、繰入金、項目ともに一般会計繰入金につきましては、歳出で計上している保険基盤安定負担金と同様に115万4,000円を減額しております。こちらは、県支出金として一般会計で収入した後期高齢者医療保険基盤安定負担金に4分の1の町負担分を合わせて特別会計で繰り入れるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出でございます。款項目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金につきましては、歳入の保険基盤安定繰入金と同様に115万4,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり）

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第14号令和7年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。この後、町側から御説明することがございますということで、終了後、短時間で済むということですので大会議室にお集まりください。

(13時50分)